



▲ツルシギ

渡良瀬遊水池を世界へ ラムサール条約 登録地に



▲アカガネオサムシ



▲チョウトンボ



▲チョウジソウ



▲ミズアオイ

◎ラムサール条約で町おこしを!

渡良瀬遊水池は本州最大のヨシ原が広がる大湿地で、たくさんの希少な動植物が生きている自然の宝庫です。

「ラムサール条約」(湿地と湿地の生物を守るための国際条約)の登録湿地に指定されれば、渡良瀬遊水池の素晴らしさを世界に発信して、その自然を保全しつつ、新たな町おこしを進めることができます。

自然と人間との共存を図ることが「ラムサール条約」の精神なのです。

◎遊水池を「自然と歴史の野外博物館」へ!

【締約国会議】

◎2008年 韓国
チョンサンナムド・チャンウォン市
(慶尚南道・昌原市)



エコミュージアム・プラン

遊水池を「自然と歴史の博物館」にして町おこしを図りましょう!



渡良瀬遊水池を守る利根川流域住民協議会

事務局 〒328-0053 栃木県栃木市片柳町4-16-1 TEL・FAX 0282-23-1078

このチラシは全労済の助成を受けて作成しました

渡良瀬遊水池をラムサール条約登録地に

渡良瀬遊水池は湿地の生物たちの宝庫

渡良瀬遊水池は本州以南最大の面積を有するヨシ原を主体とした環境が成立し、湿地の生物たちの宝庫になっている。

現在ここでは、カイツブリ類・サギ類・ガンカモ類・シギチドリ類・クイナ類・ワシタカ類をはじめとして230種以上（絶滅危惧種25種）の鳥類が記録され、水辺やヨシ原に生息する多数の鳥の繁殖・越冬・中継地として利用されている。特にチュウビ、ハイロチュウビ、ノスリ、ミサゴ等を主とする越冬ワシタカ類の豊富さは国内屈指のものと思われ、それを支える膨大な湿地の生物群の存在が推測される。

また、700種以上が記録されている植物では、ハタケテンツキ・トネハナヤスリ・タチスミレその他、絶滅危惧種がこれまでに49種も発見されていて、全国的にも貴重である。

渡良瀬遊水池の昆虫の種類の多さは有名で、1,600種以上が記録されている。この地の名が冠されたワタラセハンミョウモドキをはじめ、オオモノサシトンボ・ベッコウトンボ・シルビアシジミほか、湿地性の絶滅危惧種（9種）・準危惧種等が数多く発見されている。

◎ラムサール条約とは

(1) 目的：湿地（湿地、湿原、河川、湖沼、干潟、藻場、サンゴ礁、浅海域など）は、人間にとってさまざまな価値を持つ有用な資源（環境、経済、文化、科学、観光など）であることから、国際協力によって、湿地の資源を将来にわたり、持続的に、賢明に利用していくことを目的としている。当初は、水鳥の生息する湿地の保全という面が大きかったが、次第に、湿地の生物多様性の保全と持続的利用、保全計画への住民参加という面が重要視されるようになった。1971年にイランのラムサールでこの条約が採択された。

(2) 湿地の役割：生物多様性の保全、野生生物の生息地、渡り鳥の渡来地、漁業・狩猟、水生植物の利用、水資源の確保、水質浄化、地下水の涵養、浸食の防止（アシ、アサザ）、洪水の防止（遊水池）、温暖化の防止、環境教育・社会教育、観光・レクリエーション、水上交通その他

(3) 締約国：147か国が加盟。登録地は、1,524か所、1,291,963平方km。

(4) 日本の登録地：ウトナイ湖、宮島沼、雨竜沼、釧路湿原、厚岸湖・別寒辺牛、霧多布湿原、風蓮湖・春国岱、阿寒湖、野付半島・野付湾、湧沸湖、クッチャロ湖、サロベツ原野（北海道）、仏沼（青森）、蕪栗沼・周辺水田、伊豆沼・内沼（宮城）、佐潟（新潟）、尾瀬（群馬・新潟・福島）、奥日光の湿原（栃木）、谷津干潟（千葉）、藤前干潟（愛知）、片野鴨池（石川）、三方五湖（福井）、琵琶湖（滋賀）、串本沿岸海域（和歌山）、中海（鳥取）、宍道湖（島根）、秋吉台地下水系（山口）、くじゅう坊ガツル（大分）、蘭牟田池（鹿児島）、屋久島永田浜（鹿児島）、名蔵アンパル、慶良間諸島海域、漫湖（沖縄）。合計33か所、156,074ha。

(5) ラムサール条約登録地の基準

（国際的に重要な湿地の基準）：

- ・生物地理区内の自然度の高い代表的な湿地
- ・絶滅のおそれのある種、群集を支える湿地

- ・生物多様性維持に重要な種を支える湿地
- ・ライフサイクル上重要な、または、悪条件の際の避難場所になる湿地
- ・定期的に20,000羽以上の水鳥が生息する湿地
- ・水鳥の種または亜種の個体群の1%以上が生息する湿地
- ・固有な魚類の種、亜種、科、生活史の一段階、湿地からの利益、生物多様性に貢献する湿地
- ・魚類の採食場、産卵場、稚魚の成育場、漁業資源の回遊経路となる湿地

◎ラムサール条約登録のメリット

- (1) 国際的に重要な湿地として認知され、世界に知られることになる。地域から自然と文化を世界に発信することができる。
- (2) 環境の保全と賢明な利用を図るため、国際水準の保護管理計画が立てられ、将来にわたっての保全が可能となる。
- (3) ビジターセンターをはじめ施設整備により、フィールド・ミュージアム（野外博物館）として活用できる（ただし自然に負荷をかけないことが原則）。
- (4) 上記をもとに、学校の総合学習や公民館などの生涯教育の場として、環境教育の面で活用される。
- (5) 海外の登録湿地との姉妹湿地提携や交流ができる。
- (6) 自然に負荷をかけず、過剰利用にならない範囲で、自然環境を基盤にしたアトラクション、たとえば、バード・ウォッチング、釣り、カヌーなど観光に役立てることができる。
- (7) 水系全体を視点として、遊水池を利用した新たな産業を組み立てる可能性が高まる（わたらせ未来プロジェクトのように）。
- (8) 第1調節池の自然環境を回復し、谷中村跡地という重要な遺産を生かし、地域の自然と文化の発信地とすることにより、郷土の誇りとなる。

署名活動で、わたしたちの声をとどけよう！